

文化財施設での婚礼写真撮影等ご利用の流れ

佐倉市魅力推進部文化課

1 空き状況の確認（仮予約）

- 利用候補日が決まりましたら、お電話にて空き状況をご確認ください。
- 団体入館や他の撮影等利用の予約、施設のメンテナンスの予定等が入っている場合がありますので、必ず事前に空き状況をご確認ください。
- 婚礼写真撮影等での施設休館日（月曜日。祝日の場合はその翌日）のご利用は受付けておりません。
- さくら庭園（旧堀田邸の柵の外側）で撮影を行う場合は、別途佐倉市公園緑地課（043-484-6165）にお問い合わせのうえ、許可を受けてください。 ※使用料（7,860円/時）が別途かかります。
- ひよどり坂（武家屋敷近く）で撮影を行う場合は、特に申請等の手続はありません。ただし一般の通行のかたの迷惑にならないようご留意ください。

2 使用申請書の提出

- 利用日が決まりましたら、利用日の6か月前から3日前までに施設使用・撮影許可申請書をご提出ください。
- 申請書への押印は不要です。FAX、メールでの提出も可能です。
- 旧堀田邸の居間棟・座敷棟の範囲については、別図を参照ください。
- 料金のお支払方法について、後払い（納付書払い）をご希望の場合は、「後払いを希望する旨」と「その理由」を備考欄にご記入ください。記入のない場合は『当日現金払い』となります。

3 使用承認・許可

- 申請書に基づき、施設使用承認・撮影許可書を発行します。
- 承認・許可を受けた後で、日時の変更やキャンセル等が生じた場合は、ご連絡ください。

4 使用当日

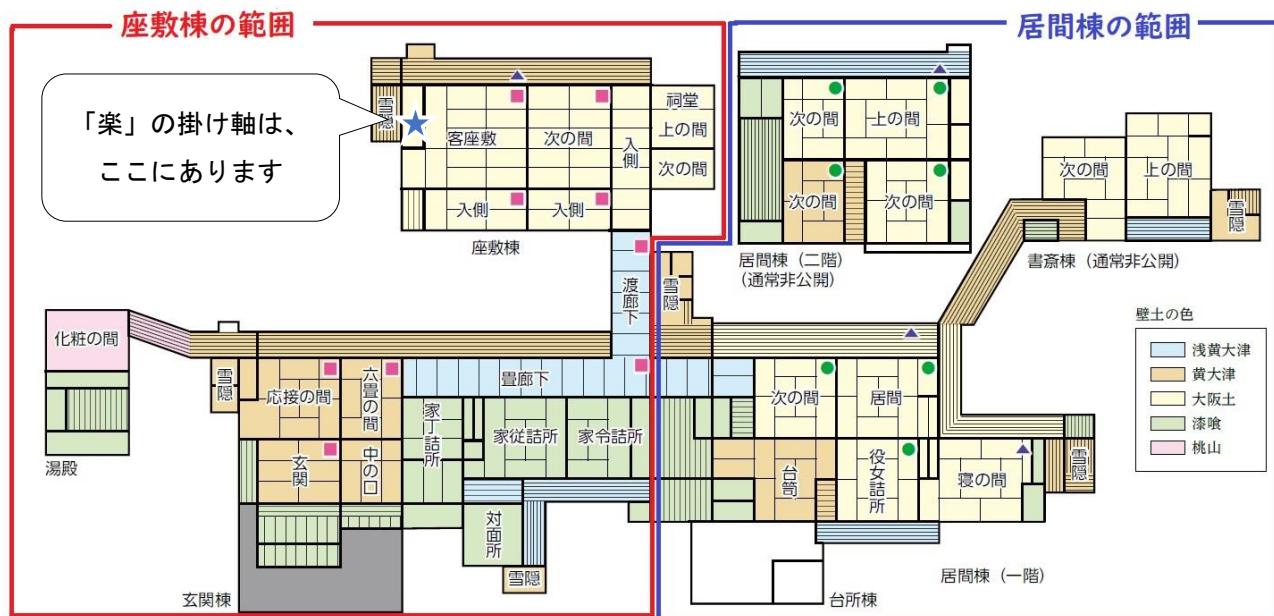
- 施設の受付にて施設使用承認・撮影許可書をご提示ください。
- ふすまや障子を締め切っての撮影はできません。
- 障子や立て札等を動かしたい場合は、施設の管理員にお声かけください。
- ふすまは特に損傷しやすいので、開閉したり触ったりしないでください。

5 お支払い・料金について

- 令和8年4月1日から料金が変わります。利用日が3月31日までの場合は、[別記2-1]の施設使用料（商用利用・1日単位）+撮影使用料（1時間単位）+入館料（人数分）の合計金額となります。4月1日以降は、[別記2-2]の撮影使用料（1時間単位）のみとなります。
- 料金は、実際に利用した時間、施設区分、人数をもとに計算します。
- 後日納付書払いの場合は、利用後1週間程度で納付書を郵送しますので、納期限（納付書送付から約1か月後）までに金融機関でお支払いをお願いいたします。

別記

I 旧堀田邸施設使用の範囲（座敷棟・居間棟）



2-1 令和8年3月31日までのご利用に係る使用料

区分		撮影使用料	施設使用料 (商用利用)	入館料 (20人未満)	入館料 (20人以上)
旧堀田邸	居間棟	19,000円/時	12,000円/日	350円	240円
	座敷棟		11,000円/日		
武家屋敷	旧河原家住宅	12,000円/時	12,000円/日	250円	170円
	旧但馬家住宅		13,000円/日		
	旧武居家住宅		7,000円/日		

2-2 令和8年4月1日以降のご利用に係る使用料（令和8年4月1日～料金改定）

区分	撮影使用料 ※
旧堀田邸	34,000円/時
武家屋敷	22,000円/時

※館内の利用箇所や利用人数は
問いません。

【問合せ・連絡先】

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市魅力推進部文化課 文化財班

TEL: 043-484-6192 FAX: 043-486-9401 Mail: bunka@city.sakura.lg.jp

(令和8年1月現在)